

## ○日本社会事業大学における研究インテグリティの確保に関する規程

令和6年12月1日

規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、日本社会事業大学（以下「本学」という。）における研究の健全性・公正性（以下「研究インテグリティ」という。）を確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(学長の責務)

第2条 学長は、研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

(教員等の責務)

第3条 教員、学生等本学において研究活動を行う全ての者（研究支援等に係る者を含む。）は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について所属機関等に開示を行うものとする。

(研究インテグリティ・マネジメント統括責任者)

第4条 本学に、研究インテグリティの確保に係るマネジメント（以下「研究インテグリティ・マネジメント」という。）に関する業務を統括させるため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

2 統括責任者は、社会事業研究所長をもって充てる。

(研究インテグリティ・マネジメント委員会)

第5条 研究インテグリティの確保に係る以下の事項をするため、本学に研究インテグリティ・マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 研究インテグリティの確保に係る本規程の改廃に関すること。
- (2) 研究インテグリティの確保に係る調査に関すること。
- (3) 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関すること。
- (4) その他委員会が必要と認める事項

(構成員)

第6条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 統括責任者
- (2) 副所長
- (3) 社会福祉学部長
- (4) 福祉マネジメント研究科長
- (5) 社会福祉学研究科長
- (6) 通信教育科長
- (7) 研究倫理委員長

- (8) 国際・アジア福祉教育センターアドバイザー委員
- (9) その他、学長が指名する者及び統括責任者が必要と認めた者  
(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、統括責任者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の会議を召集し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。  
(構成員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(相談窓口)

第9条 本学に、研究インテグリティの確保に関する相談等を受け付けるため、相談窓口を置く。

- 2 前項の相談窓口を担当者を置き、社会事業研究所内の職員をもって充てる。

(秘密保持)

第10条 本学における研究インテグリティ・マネジメントに関する業務に従事する者は、その業務により知り得た一切の情報に係る秘密を他に漏えい又は提供してはならない。当該業務に従事しなくなった後も同様とする。

(事務)

第11条 研究インテグリティ・マネジメントに関する事務は、関係部署の協力を得て、研究・図書館事務室において処理する。

附 則

この規程は、令和6年12月1日から施行する。